

54	福祉保健局	救急・災害医療体制のさらなる充実
事業概要	<p>都における救急医療体制は、入院を必要としない軽症患者に対する初期救急医療機関、入院を要する中等症患者に対する二次救急医療機関、生命危機を伴う重篤患者に対応する三次救急医療機関を基本に整備を図っている。</p> <p>特に小児救急については、重篤な小児の救急患者に迅速な対応ができるよう、高度な医療を提供する医療機関のネットワーク構築に取り組んでいる。</p> <p>さらに、産科・小児科医師や分娩取扱機関が減少していることを踏まえ、ハイリスク分娩を担う医療機関の機能別役割分担と連携を進める周産期ネットワークグループの構築にも取り組んでいる。</p> <p>また、災害医療体制については、医療救護活動の拠点となる災害拠点病院の整備を図っているほか、被災時に多数傷病者などの救命処置等を災害現場で行う「東京DMAT」の設置を行っている。</p>	
これまでの経過	<p>○救急医療対策</p> <p>平成11年度：休日・全夜間診療事業（救急医療機関に24時間365日入院可能な病床を確保）開始（平成20年4月1日現在262病院を指定）</p> <p>平成13年度：休日・全夜間診療事業（小児科）開始</p> <p>平成19年度：救急車を呼ぶべきか否か迷った時に相談できる「東京消防庁救急相談センター（#7119）」事業を開始（6月）</p> <p>周産期医療機関の「連携ガイドライン」を公表（3月）</p> <p>○災害医療対策</p> <p>昭和60年度：東京都災害拠点病院の整備開始</p> <p>平成16年度：東京DMATの発足（平成20年度現在17病院に整備）</p> <p>平成19年度：災害拠点病院エレベーター閉じ込め防止対策事業及び医療施設（東京都指定二次救急医療機関）耐震化促進事業の開始</p>	
現在の進行状況	<p>○救急医療対策（全般）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療対策協議会の開催 <p>救急搬送患者数の増加傾向、救急医療機関数の減少、救急患者受入医療機関の選定に要する時間の延長などの状況を踏まえ、平成20年2月から「迅速・適切な救急医療の確保」に向けた施策を標記協議会で検討を開始</p> <p>最終報告書を平成20年11月発表</p> <p>○小児救急医療対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小児救急トリアージ普及事業（平成20年度モデル事業） <p>軽症者を含めた多数の救急患者の中から緊急度の高い患者を判別し、迅速な医療提供に繋げるトリアージの実施を小児救急医療の場面において普及させるため、小児科二次救急病院におけるトリアージシステムの導入、実施を通じた効果及び課題の検証等を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日・全夜間診療事業（小児）重症対応加算事業の開始（平成20年度～） <p>小児の重症救急患者を受け入れる体制を整えた拠点施設を整備する。</p>	

現在の 進行状況	<ul style="list-style-type: none"> ○周産期医療対策 <ul style="list-style-type: none"> ・東京都周産期医療協議会を開催し、平成20年度周産期医療ネットワークグループを2グループ立ち上げた。 ・周産期連携病院の創設 <ul style="list-style-type: none"> 地域において、リスクのある妊娠・出産や休日・夜間等の妊産婦の緊急搬送に対応するため、周産期母子医療センターと連携して患者の受入れを担う「周産期連携病院」を6病院、指定した。 ・東京都母体救命搬送システムの創設 <ul style="list-style-type: none"> 救命救急センターと総合周産期母子医療センターの密接な連携により、重篤な疾患により、緊急に母体救命処置が必要な妊産婦を必ず受け入れる「母体救命対応総合周産期母子医療センター（スーパー総合周産期センター）」を指定し、患者が迅速に救命処置を受けられる体制を構築。 ○災害医療対策 <ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点病院を新たに3病院指定し、70施設に拡充した。 		
今後の 見通し	<ul style="list-style-type: none"> ○救急医療対策 <ul style="list-style-type: none"> ・救急医療対策協議会報告書で提言された「救急医療の東京ルール」の具体化に向けた、地域救急医療センターの整備等を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ルール1：救急患者の迅速な受入れ ルール2：「トリアージ」の実施 ルール3：都民の理解と参画 ○小児救急医療対策 <ul style="list-style-type: none"> ・区市町村が行う小児初期救急医療事業の全地区実施を目指すとともに、モデル事業の成果を踏まえた「トリアージ」の普及を進めていく。 ○周産期医療対策 <ul style="list-style-type: none"> ・「周産期医療ネットワークグループ」、「周産期連携病院」の拡充を引き続き進めていく。 ○災害医療対策 <ul style="list-style-type: none"> ・人的被害を最小化させるための初動医療救護体制の整備 ・災害拠点病院等の後方医療体制の整備 ・東京DMAT指定病院の拡充 		
問い合わせ先	福祉保健局 医療政策部 救急災害医療課	電話	03-5320-4427